

參考資料



安心ネットづくり促進協議会について I

(安心ネット促進協議会HP 安心ネットづくり促進協議会の設立についてより)

我が国は、ユビキタスネット社会の実現に向け、ICT(情報通信技術)基盤の整備を進め、利活用を図ってきた。その結果、インターネットは、国民の社会活動、文化活動、経済活動等あらゆる活動の基盤(社会的インフラ)として利用されるようになり、国民生活に必要不可欠な存在となった。今後、本格的な少子高齢化社会を迎える中で、国際競争力の維持・強化を図っていくためにも、インターネットの有効な活用はますます重要な鍵となるものである。

一方で、急速なインターネットの普及は負の側面も拡大させた。昨今のインターネット上における違法・有害情報については、青少年保護の問題にとどまらず、自殺誘因サイトや、犯罪を助長するサイトの存在など、多くの問題点が指摘されており、我々はインターネットの発展における大きな岐路に立たされている。

こうした状況を踏まえ、先の第169回国会において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立した。同法は、表現の自由等に配慮し、過度な規制は導入せず、違法・有害情報に対する民間の自主的取組を一層促進し、ICTに関する国民のリテラシーの強化を推進することなどを基本とした内容となっている。

安心ネットづくり促進協議会についてⅡ

(安心ネット促進協議会HP 安心ネットづくり促進協議会の設立についてより)

インターネットの利用環境整備は、これまでも民間の自主的取組として努力がなされてきたところである。しかし、これらは直面する問題への対症療法的取組であったり、各施策間の有機的な連携が十分に行われていなかったり、ボランティアに参加する主体も一部のネット関連企業であったりと、個別の取組にとどまっていると言わざるを得ないものである。また、地域的にも偏りがあり、ネットリテラシー強化の取組についても格差が生じることが懸念される。

そのため、今後は、これまで企業や教育機関、NPO等によって個々に行われてきた取組を有機的に連携させることや、単体では社会貢献活動を行うことが困難な中小の企業、意欲ある個人、地域のボランティアグループ、また、インターネットを利用する様々な企業からも、さらに多くのプレーヤーが参画できるようにした上で、総合的かつ戦略的な取組とするとともに、日本全国あまねく実施できるように配慮することで、民間における自主的取組を質・量ともに向上させることが不可欠である。

このための仕組みとして、利用者、産業界、教育関係者などが、お互いの取組についての情報を共有し、優れた取組を取り入れるとともに、これまでの枠を超えた協働による取組を生み出す交流の場が必要である。具体的には、どこの地域においても安心なインターネット利用環境を整備し、利用者がインターネットの光と影を正しく知り、楽しく賢く安心して使うツールとして発展させることを目標に、地域の活力を取り戻すことや国際連携・国際貢献も視野に入れた安心ネットづくり促進協議会を設立する。

安心ネットづくり促進協議会についてⅢ

(安心ネット促進協議会HP 安心ネットづくり促進協議会の設立についてより)

安心ネットづくり促進協議会は、インターネットの利用環境を整備するために欠かせない三つの活動に取り組む。第一に、総合的なリテラシー向上の推進であり、インターネットの影の部分への対応だけではなく、すばらしさも伝えられる啓発活動を実施し、ICTを使いこなす子どもたちとそれを暖かく見守る大人たちを育成する。第二に、民間の自主的取組の推進であり、民間企業等が依拠できる自主憲章等の策定とその普及等を図ることにより、安心・安全なネット環境を可視化できるようにする。第三に、インターネットの利用環境整備に関する知見の集約であり、民間企業や各地方での取組を収集・紹介すること等により、様々な活動に取り組む主体間のアイディアの共有と、さらなる工夫を図るための議論の場を提供する。

安心ネットづくり促進協議会は、これらの諸活動を通じ、民間主導による良好なインターネット利用環境の構築に貢献する決意である。

モバイル・インターネットにおける 青少年保護と健全育成の取組

2010.03.29

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)

「青少年インターネット環境整備法」施行までの流れ

2007/11/26 総務省
「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」設置

2007/12/10 総務大臣要請
フィルタリング導入促進活動の強化要請

2008/04/25 総務省
「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」中間とりまとめ公表
～ブラックリスト方式を原則適用・民間の第三者機関の必要性～

2008/04/25 総務大臣要請
「携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの改善等に関する携帯電話事業等への要請」

2008/04/25 I-ROI
有限責任中間法人インターネット・コンテンツ審査監視機構5月設立を発表

2008/05/26 教育再生懇談会
「第一次報告」小中学生に原則携帯を持たせない旨提言

2008/06/11 国会
「青少年が安全安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」
成立 18日公布(2009年4月1日施行)

2008/07/17 総務省
「安心ネットづくり」促進プログラムの策定開始

2008/07/17 I-ROI
「設立記念シンポジウム」開催

2008/09/12 社団法人 電気通信事業者協会・携帯電話事業者
EMA認定の反映・カテゴリ選択基準の改善発表

2008/10/08
「安心ネットづくり」促進協議会設立

2008/10/21 内閣府
「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」設置

2009/01/14 総務省
「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終取りまとめ公表

2009/02/27
「安心ネットづくり」促進協議会設立総会

2007/12/26 第三者機関(現:EMA)
第一回設立準備委員会開催

2008/01/31 2008/02/28 2008/03/25 第三者機関(現:EMA)
第二・三・四回設立準備委員会

2008/04/08 EMA
有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構設立

2008/04/30 EMA
有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構設立総会

2008/06/01 EMA
インターネット上の違法・有害情報に関する法規制についての意見

2008/06/30 EMA
「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」発表

2008/07/22 EMA
「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」審査申請開始

2008/08/28 EMA
第一回認定サイト発表

2008/09/04 EMA
アクセス制限対象カテゴリ選択基準に関する意見書

2008/09/04 EMA
啓発・教育アクションプラン発表

2008/10/28 EMA
電子書籍販売サイト向けガイドラインの検討

2008/10/28 EMA
コミュニティ以外のサイト認定制度の検討開始を発表

2009/01/09 EMA
「サイト表現基準に関するEMAの考え方」
「認定制度及びセルフレイティング支援活動に関するEMAの考え方」意見募集

2008/02/22 EMA
会員向け第1回定例会開催

平成19年12月の総務大臣要請

平成18年11月に総務大臣から携帯電話事業者等へ未成年者が使用する携帯電話における有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の普及促進を図るように要請され、取り組んできた。

事件に巻き込まれるケースが依然として多発

平成19年12月に総務大臣から携帯電話・PHS事業者等に対し、青少年を有害情報から守るために、フィルタリングサービスの導入促進に向けた取組を、健全なコンテンツビジネスの展開の妨げとならないよう配慮しつつ、**強化するよう再要請**。

平成18年11月の要請内容

新規契約者に対する取組

親権者への意思確認

既存契約者に対する取組

メール・請求書同封物による働きかけ

取組の評価

認知率に基づき自己評価

平成19年12月の要請内容

フィルタリングの利用を原則とした形での未成年者の親権者の意思確認の実施

- ・すべての青少年（18歳未満）の既存契約者に関し、**フィルタリングの利用を原則**とした形で意思確認を実施
- ・青少年（18歳未満）の使用者に関し、親権者である既存契約者に対して、フィルタリング利用の意思確認を実施

利用者数について、業界として定期的に公表

代理店等への指導の徹底/効果的な周知・啓発

(参考)～フィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認とは～ 親権者同意書等のフィルタリング申込欄のイメージ

<改訂前>

○「ホワイト」「ブラック」「不要」の選択欄を
ニュートラルに設置し、親権者の意思確認

フィルタリ ングサービ ス 申込欄	ホワイ ト	ブラッ ク	不要
----------------------------	----------	----------	----

※ユーザがいずれかを選択
記入がない場合は契約を受け付けない運用

「プレ印字」又は「他
の選択がない場合
はブラックが適用さ
れる」旨を記載する
などして明示的に
説明

<改訂後>

○原則的に適用となるものを明示した形で
親権者の意思確認

「ホワイト」又は「不要」の記載がない場合は、「ブラック」
の申込に同意したものとします。

フィルタリ ングサービ ス 申込欄	ホワイ ト	ブラッ ク	不要
----------------------------	----------	----------	----

※ホワイトを希望する場合又は不要を希望する場
合は、(ブラックに「×」を記載の上)、その選択肢に
記入

～メリット～

- ・販売店の店員がフィルタリングの存在を意識し、確実な説
明が期待できる
- ・保護者がなぜフィルタリングが必要なのかを考える契機と
なる

※上記はあくまでイメージ。実際の親権者同意書等の書式は各社によって異なる。

フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)とは？

フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）

インターネット上の出会い系サイトなど、青少年に望ましくないサイトにアクセスできないようにする機能。フィルタリングの方式により、以下のようなメリットとデメリットがある。

・ホワイトリスト方式（携帯電話事業者提供リスト方式）

携帯電話事業者が独自に定めた掲載基準を満たした（健全なサイトでビジネス上の基準に適合）公式サイト（一部除く）のみにアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを有害か健全かに関わらず一律制限。

・ブラックリスト方式（特定分類アクセス制限方式）

出会い系サイトやギャンブル系サイトなど携帯電話事業者が独自に判断した特定のカテゴリーに属する。一般サイトへのアクセスを有害か健全かに関わらず制限。ホワイトリスト方式よりも広範囲のサイトを利用することが可能。

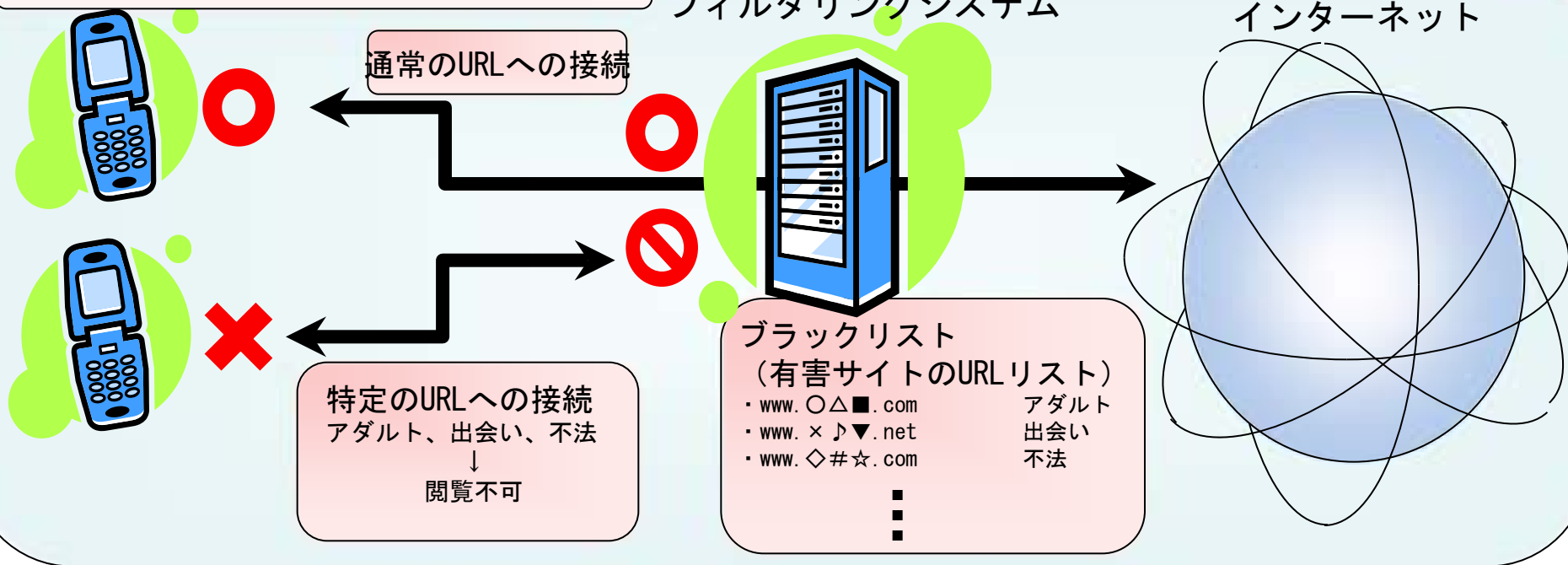


青少年に望ましくないサイトにアクセスできなくなる一方、一般サイトや特定のカテゴリーに属するサービスを提供するサイトが一律制限されることに！

青少年あるいは社会的に意義のあるサイトも一律でフィルタリングの対象になるため、親権者と青少年は究極の選択を強いられる。結果としてフィルタリングサービスの普及促進の妨げになっているのではないか？

携帯電話のフィルタリングサービスの仕組み

フィルタリングのイメージ



ブラックリストのURL収集の仕組み

- ・ 携帯サイトにも対応したWebの自動収集システム
- ・ スпамメールや各サイトのリンクをたどり多面的に候補URLを収集
- ・ 類似検索技術等によるカテゴリ候補の自動付与

- ・ 目視によるサイトの違法性・カテゴリの確認



- ・ 登録済みのサイトについても定期チェック
- ・ 毎日1回ブラックリストの配信
- ・ 最新のWebサイトが発見された時点で登録

ホワイトリスト方式で影響を受ける健全なサイトの例①

1. 非営利・非商用のサイト（個人のHP、公的な機関としての学校、図書館、行政機関、宗教法人等）が利用出来なくなる。

政府機関を初めとしたNGO/NPO等の各種団体の活動において提供される多種多様な災害・医療・福祉・教育・宗教等々の公共的な情報流通が阻害される。

特に教育関係では、未成年者を主要なユーザーとして、携帯電話で大学の休講情報や塾などのお知らせなどを提供することが多くなっている。今後、u-Japan構想の進展によってますます学校等でのWebページ利用の機会が多くなってくると考えられるが、このようなサイトまでアクセス制限の対象となるためIT教育に対しても悪影響を及ぼす。また、家庭においても、青少年本人や家族が構築したプライベートなサイトまでアクセスができないという状況を強いることとなり自己管理もできなくなる。

これは青少年がケータイサイトで意見を発表することを有害コンテンツ扱いすることとなる。

2. 小規模なサイトを利用できなくなる。

携帯電話はユーザー層が広く、端末をいつも身につけているという特性を活用し、小売店等が小規模なモバイルサイトを構築して、お店の紹介等に利用するケースやアーティストがSNSや個人のBlogでファンとコミュニケーションをとる事が多くなっている。しかしながら、すべての小規模なサイトを公式サイト化するのは現実的に不可能なため、青少年と小規模なサイトとのコミュニケーションは不可能となる。

また、雑誌やテレビのようなマスメディアも、ネットとの連動した情報提供では携帯電話を利用することが一般化してきているが、公式サイトになれない中小のメディアを青少年は利用できなくなる。

3. コミュニケーションへの悪影響

現在、メール機能は、既に通話機能を上回るまでに拡大してきており、個人間で情報交換をする場合や、企業からのメルマガ等による情報提供をする場合でも、メールに必要最低限な情報とURLを記述して、詳細な情報や写真等のマルチメディアコンテンツはWebサイト上で提供するという方法が一般的に普及している。しかし、一般サイトへのアクセスが制限されると、連絡手段としてのメールが機能しなくなるため青少年に必要な情報が提供できなくなる。

例：おもちゃの発火による危険情報をメール会員向けに配信している例等が存在

ホワイトリスト方式で影響を受ける健全なサイトの例②

4.これからのユビキタス環境での家電等を利用できなくなる。

携帯電話はその高い普及率により、これから本格化するであろうユビキタス環境での主要なITツールとして期待されている。例えばホームセキュリティやネットワーク家電等のコントローラとして利用する場合も想定されている。また、広くユビキタス環境のメリットを実感できる仕組みとしてRFIDやカメラ付き携帯電話と二次元バーコードを利用して、簡単にホームページへ誘導する仕組みが構築されているが青少年は利用できなくなる。

5.青少年が日々利用している飲料やお菓子等のキャンペーン応募ができなくなる。

飲料やお菓子等の青少年向けキャンペーンサイトが利用できないため、青少年はこれまで携帯電話で簡単に応募できていたキャンペーンに費用を払って葉書を利用して応募するしかなくなる。

また、IT化の後退によるコストアップは広告主や広告代理店等のキャンペーン減少を招くため、ひいては青少年へ不便と不利益をもたらすことになる。

6.青少年のITリテラシーの後退をもたらす。

これからのIT社会を生き残っていくには、検索エンジン等の活用は必須のものとなっている。

日本の青少年にはPCよりも携帯電話が普及しており、検索エンジンによるITの活用は携帯電話から始まる予定だったが、検索結果に多く含まれる一般サイトやBlog等のコミュニティ、実質上利用不能となるため、我が国におけるITリテラシーは大きく後退することとなる。

7.一般サイト全体の信用低下とそれに伴い健全な一般サイトが消滅する可能性が高い。

「一般サイト＝悪」のレッテルを張られイメージがつかってしまうことが懸念される。

一般サイトには、携帯の利用を教育している健全なサイトや商品を販売しているモバイルコマース等の問題の無いサイトが多数存在するが、一般サイトは全て「怪しいサイト」と捉えられかねない状態が生まれるのではないかと。

当時のブラックリスト方式のカテゴリーの状況

全73のカテゴリのうち、フィルタリングの対象となっていたカテゴリー

・不法（違法と思われる行為、違法と思われる薬物、不適切な薬物利用）	
・主張（軍事・テロ・過激派、武器・兵器、誹謗・中傷、自殺・家出、主張一般）	
・アダルト（性行為、ヌード画像、性風俗、アダルト検索・リンク集）	
・セキュリティ（ハッキング、不正コード配布、公開プロキシ）	
・ギャンブル（ギャンブル一般）	【騎手、競輪学校や馬事公苑もNG】
・出会い（出会い・恋人紹介、結婚紹介）	
・グロテスク（グロテスク）	
・オカルト（オカルト）	【UFOや都市伝説の話題もNG】
・コミュニケーション（ウェブチャット、掲示板、IT掲示板）	【ブログ・SNS・仲間内の掲示板もNG】
・ライフスタイル（同性愛）	【性同一性障害の相談サイトもNG】
・宗教（伝統的な宗教、宗教一般）	【寺院、協会のサイトもNG】
・政治活動・政党（政治活動・政党）	【自民党や民主党など政党のサイトもNG】
・成人嗜好	【ビール会社、グラビア、コミックサイトもNG】
（娯楽誌、喫煙、飲酒、アルコール製品、水着・下着・フェチ画像、文章による性的表現、コスプレ）	

アクセス制限対象カテゴリーの中に、青少年の利用に配慮したサイトや健全なサイトも含まれてしまう。



「ブラックリスト方式」ではなく「カテゴリー方式」である。

※「同性愛」「宗教」「政治活動・政党」及び「検索キャッシュ」は、2008年9月にEMAから「アクセス制限対象外とすべきカテゴリ」として意見表明した結果、現在は対象外となっています。

フィルタリングとは？

インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」(子ども向けの健全なサイトなど)と、「表示禁止のもの」(出会い系サイトやアダルトサイトなど)などに分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできないようにする、とても有用な機能です。「フィルタリングには、様々な機能があり、子どもの年齢やご家庭のポリシーに合わせて選択することができます。

携帯電話のフィルタリングは、2種類の方式から選択し、一律にアクセス制限

ホワイトリスト方式

携帯電話事業者が独自に定めた掲載基準を満たした(健全なサイトでビジネス上の基準に適合)公式サイト(一部除く)のみにアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを有害か健全かに関わらず一律制限

ブラックリスト方式

フィルタリング会社が収集したサイト情報を73のカテゴリに分類化。携帯電話事業者が独自に選択した特定のカテゴリを個々のサイトの有害か健全かに関わらずカテゴリ単位で制限。ホワイトリスト方式よりも広範囲のサイトを利用することが可能

総務省 インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 (中間取りまとめ)

フィルタリングの実効性に関する課題

①画一性

小学校低学年から高校生、あるいは大学生までの幅広い年齢層と多様な価値観を持つ青少年に対しても、現状においては、ホワイトリスト方式、ブラックリスト方式の二種類のサービスだけが提供されている状況である。

②フィルタリング対象の広範性

ホワイトリスト方式においては携帯電話事業者により「公式サイト」として採用されたサイトのみがアクセス可能であり、大多数の有害でないサイトが排除されてしまうこととなる。また、ブラックリスト方式であっても指定されたカテゴリに分類されたサイトは、有害でないサイトも含めて、すべてフィルタリングにかかりアクセスが制限されることとなる。

③利便性の阻害

PCとは異なり大多数の個人が所持している携帯電話は、青少年の日常生活に不可欠となっており、掲示板サイトを学校の部活動の連絡のために利用するなど、その利便性が大いに活かされている。しかしながら、現在のフィルタリングを適用することによってこうした利用ができなくなるなど、利便性の阻害が懸念される。

課題解決のための短・中期的対応

画一性・非選択性

- ・アクセス制限したい情報の範囲が選択できない
- ・閲覧が制限される情報の範囲が広範

課題克服のために

- ①「カスタマイズ機能」等
⇒利用者が主体的に選択可能となる仕組み
- ②「民間の第三者機関」
⇒青少年保護に配慮したサイトを認定する仕組み

多様性・選択性

- ・親権者の承認により青少年が利用したいサイトを個別に選択可能とするなどのサービスの提供（カスタマイズ機能の提供）
- ・青少年保護に配慮したサイトにはアクセス可能（民間の第三者機関認定サイトのアクセス制限解除）

平成20年4月の再度の総務大臣要請

平成20年4月25日に再度の総務大臣要請と総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の中間とりまとめにおいてフィルタリングの改善方針が示された。

フィルタリング改善方針

①原則適用：ブラックリスト方式（特定分類アクセス制限方式）

親権者の意思表示がされない場合に原則適用。ホワイトリスト方式（携帯電話事業者提供リスト方式）よりも過度なアクセス制限の範囲が狭いため

②第三者機関の認定サイト及びカテゴリーの選択を反映したブラックリスト方式

国が有害情報の判断をすることは「表現の自由」「通信の秘密」に影響を及ぼす恐れがあるため。また、通信事業者が判断することは、通信事業の範囲を逸脱するため。

⇒第三者機関（EMA、I-ROI設立へ）

③利用者の選択肢を増やす施策：個別にサイトを利用できるカスタマイズ機能の実装

⇒2009年1月から一部の携帯電話事業者がサービス開始

④既存契約者への原則化の時期：第三者機関及びキャリアの準備が整い次第

⇒2008年夏から保護者への意思確認開始。2009年1月から各通信事業者が不要の意思表示がない場合に適用開始

総務大臣要請

携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの改善等に関する携帯電話事業者等への要請
平成20年4月25日

1 昨年12月の総務大臣要請を受けたフィルタリングサービスの導入促進について

(1) モバイルコンテンツの評価基準を策定し、認定を行う第三者機関の取組を踏まえ、「特定分類アクセス制限方式」（いわゆる「ブラックリスト方式」）のフィルタリングサービスについて、第三者機関により認定された個別サイトや推奨されたアクセス制限すべきカテゴリが反映されるよう関係事業者間で協議し、対応すること。

(2) (1)の対応は、18歳未満の既存契約者に関するフィルタリングサービスの適用の時点までに実施済みとなっていることが必要であり、対応内容の詳細な周知等を十分に図りながら早期に対応すること。

(3) 18歳未満の者が契約者又は使用者となる契約に関し、当該契約に係る親権者の意思確認を行うに際し、親権者から申告又は記載がない場合に設定されるフィルタリングサービスは、「特定分類アクセス制限方式」とすること。なお、年齢や利用実態等を考慮し、適切なフィルタリングサービスを推奨することを妨げるものではない。

(4) 18歳未満の者が契約者又は使用者となる契約に関し、フィルタリングサービスを解除しようとする際の親権者の意思確認を確実に実施するよう努めること。

2 利用者の選択肢を増やすサービス提供の検討等

(1) 現在提供しているフィルタリングサービスについて、個別にサイトのアクセスを許可したり、カテゴリごとにアクセスを許可したりするなど、利用者において設定できるようなサービスや、その他の利用者の選択肢を増やすサービスの提供を引き続き検討すること。

(2) これらの検討について、利用者の利便性向上の観点から、早期に対応し、新サービスの提供に際しては、その概要及び実施時期について周知を図ること。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」 (総務省)

第三者機関に期待される役割

第三者機関の必要性

携帯電話のインターネット上に展開するモバイルコンテンツの急速な普及とともに、青少年保護の観点等から問題となる事象が出てきているのは事実である。モバイルコンテンツビジネスが、今後順調に発展していくためには、「利用者保護」と「コンテンツビジネスの発展」を両立させる環境整備を図っていかなければならない。

青少年は、現在のモバイルコンテンツの発展を支えており、いわゆる「ケータイ文化」は着実に社会に根付いているが、一方で、青少年にもたらす弊害もクローズアップされ、青少年による携帯電話のインターネット利用を規制すべきとの声がある。モバイルコンテンツに限らず、コンテンツ事業者は一体として、青少年を有害情報から守るための社会的責任を果たす努力が求められているが、特に、モバイルコンテンツビジネス関係者は携帯電話フィルタリングの導入促進を契機に、青少年保護に関する業界の自主的取組を先導することが重要である。

その前提として、まずは、個々の事業者の青少年保護に対する取組の強化が必要である。例えば、アダルトコンテンツなど、青少年の閲覧に不適切なコンテンツについて、ドメインやディレクトリを分けて提供する努力をすれば、より適切な範囲のみにフィルタリングでアクセス制限できるようになる。また、サイトに掲載する広告についても青少年に不適切なものにしないよう配慮することが必要である。

このような個別の努力を出発点として、さらに、業界の自主的取組を強化するために、コンテンツ事業者等が中心となり、独立した第三者的な立場の機関を設立し、その活動を積極的に支援することで、携帯電話事業者が担っているフィルタリングサービスの責任を分担し、その改善を行うべきである。

この第三者機関は、インターネット上に流通するコンテンツの評価基準を策定し、認定を行うシステムとしての第三者機関である。青少年保護のために一定の対応を講じているサイトを認定するための評価基準等を策定するとともに、この基準に基づき、コンテンツ事業者等が申請したサイトを審査し、認定の可否を決定する。

これにより客観的な基準に基づく、コンテンツ事業者等の自主的取組を促進するとともに、この基準を充たしたサイトについてフィルタリングによるアクセス制限を解除することで、利用者にとってより利便性のあるフィルタリングサービスを実現することが可能となる。

この第三者機関は、行政、コンテンツ事業者及び通信事業者からある程度独立していることが重要であり、それによって客観的で公正な立場からサイト等の評価を行うことが担保される。特に、行政は「有害情報」の基準の策定や、個々のサイトに関する評価については立ち入らないことが原則であるため、この第三者機関に関与すべきではない。

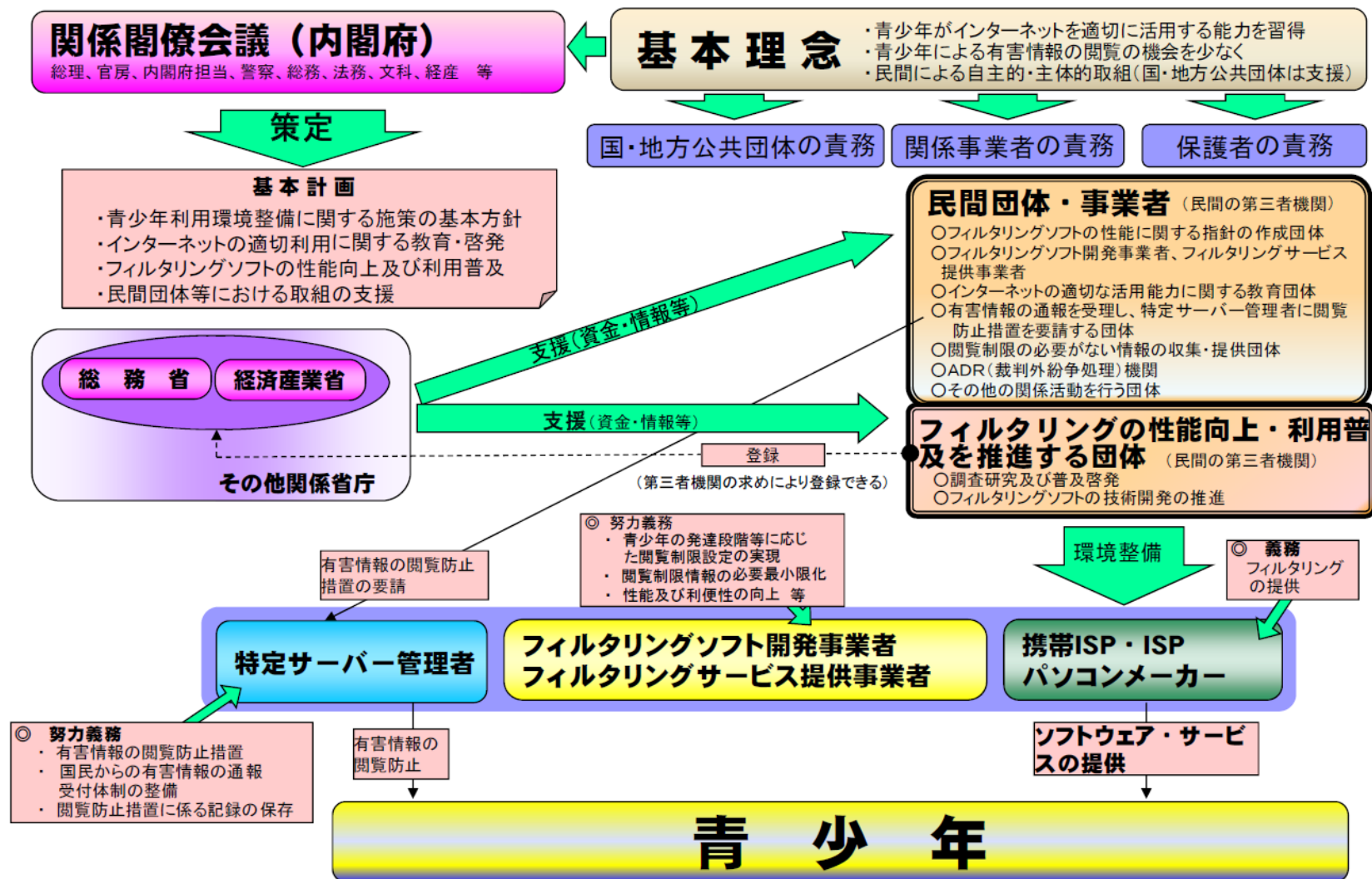
また、第三者機関は、一つに限られるものではなく、インターネット上のコンテンツの多様性を踏まえ、むしろ複数の第三者機関が基準を提示することにより、様々な価値観を併存させることで、利用者の選択肢を増やすことにつながることを望ましい。

(インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 中間取りまとめ ～携帯電話フィルタリングサービスの実効性ある普及を目指して～)

平成20年4月

「青少年インターネット環境整備法」の概要

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要



（※）衆議院法制局作成資料に基づいて総務省作成

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する 法律案に対する附帯決議（平成二十年六月十日参議院内閣委員会）

政府は、本法の制定に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、インターネットが、青少年を含む全ての人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっていることに留意し、個人や少数者を含む多様な主体がインターネットを利用した表現の自由、多様な情報に関する情報発信やアクセスを不当に制約することのないようにすること。

二、内閣総理大臣のリーダーシップの下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関し、政府一体となって、広報啓発活動を積極的に行い、広く周知徹底を図ること。

三、情報リテラシー・モラル教育を学校教育等あらゆる機会を利用して拡充するとともに、保護者等への更なる理解の浸透を図ること。

四、フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。

五、本法第三十条各号に定める者の自主的、主体的な取組を最大限尊重するとともに、それらの者に対し、財政支援等を行うよう努めること。

六、子どもの発達段階に応じたきめ細かな設定が可能となる携帯電話及びインターネット端末用のフィルタリングサービス、閲覧制限の範囲を最小限にとどめる技術の実現等、インターネットに関する技術の進展に速やかに対応できる体制の整備に努めること。

七、インターネット上の違法情報対策については、本法の措置に基づく民主導の取組を注視すること。また、公務員の告発義務から行う司法手続きを基本とした対応を行うこと。

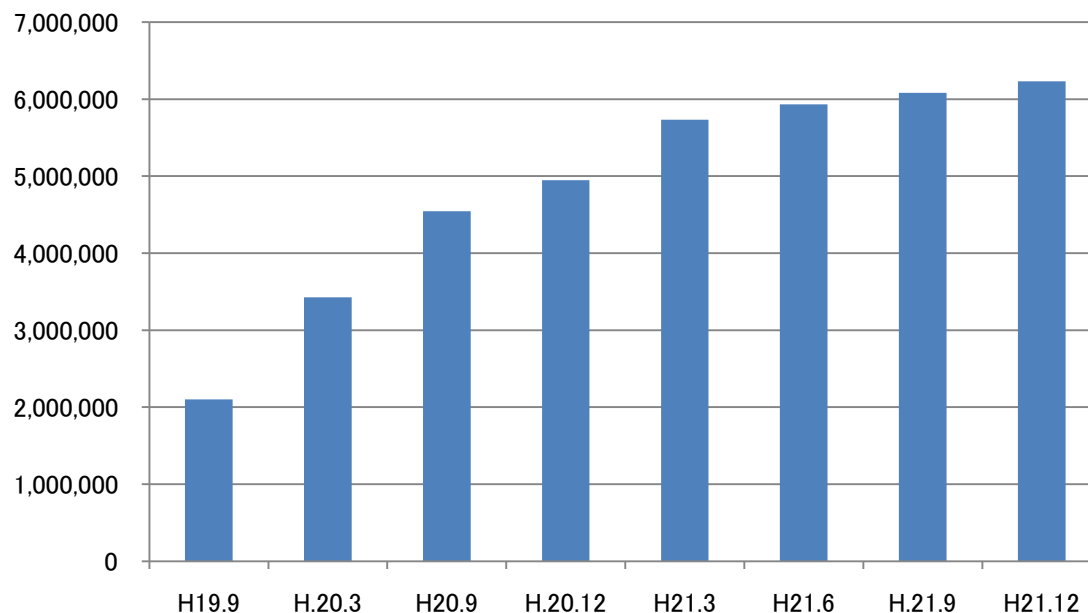
八、海外から発信されるインターネット上の違法有害情報対策に関する国際協力の在り方について、広く検討すること。

右決議する。

携帯電話フィルタリングサービスの利用状況 (平成21年12月 社団法人電気通信事業者協会報道発表)

- ・ 携帯電話におけるフィルタリングサービスの利用者数は**約623万人** (平成21年12月末時点)。
- ・ 2年前と比較すると、**約3倍**

参考：青少年（小・中・高校生）のインターネットに接続できる携帯電話利用人口推計値 **約750万人**



※端末機能でのフィルタリング利用者等を除く

青少年のインターネット利用環境整備 と第三者機関の役割

2010.03.01

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)

第三者機関としてのEMAの設立と活動



Content Evaluation and Monitoring Association

モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

設立日：2008年4月8日

代表理事：堀部 政男

設立の目的

- ①モバイルコンテンツの健全化
- ②青少年の発達段階に応じた主体性を確保した上での受信者の保護育成
- ③受信者の利便性の向上

設立趣意の概要

現在のフィルタリングサービスによる閲覧制限されるサイトの中には、青少年の自己表現ツール、親子間や友人間のコミュニケーションツールとして有用であり、公的な機関や一般企業からの情報提供を目的としているサイトも存在しているにもかかわらず、一律に有害サイトとして扱われております。また、一律でフィルタリングの対象となっていることが、結果としてフィルタリングサービスの普及促進の妨げになるものと考えております。

さらに、青少年保護を実効性あるものとするには、フィルタリングサービス以外に青少年が能力知識・情報を自ら選別し、人格形成や自己実現に資するものを取得する能力を身につけられる啓発・教育プログラムやレイティング等の施策も重疊的に実施される必要があると考えております。

このようなことから、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ、違法・有害情報から保護し、モバイルコンテンツの健全な発展を促進する施策を総合的に実行するため第三者機関を設立します。

主な活動

- ①青少年の利用に配慮した基準の策定とモバイルサイトの審査、認定及び運用監視業務
- ②青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善
- ③ ICT（情報通信技術）リテラシーの啓発・教育活動

EMAの組織構成

EMA 会員 総会

- ・正会員
- ・賛助会員

事務局

委員は利害関係を有しない
第三者の学識経験者で構成

独立した3つの部門「理事会」、
「基準策定委員会」、「審査・運用監視委員会」によって運営

理事会

- ・1/2以上の学識経験者で構成
- ・各委員会の委員選定、承認を行う。
- ・第三者機関の資金管理・組織運営を行う。

基準策定委員会

- ・WGで検討した基準を策定する。
- ・基準策定にあたり諮問会議に諮問へ諮問する。

審査・運用監視委員会

- ・策定された基準に基づきサイトの審査を行う。
- ・認定後、基準にあったサイト運営がされているか運用監視を行う。

審査・
運用監視室

啓発・教育プ
ログラム部会

違法コンテンツ
対策部会

基準案
の検討

カテゴリー
基準検討WG

広告掲載基準
検討WG

健全コミュニ
ティ検討WG

表現系基準
検討WG

外部の学識経験
者で構成。EMA
外部から客観的
な立場で諮問・
意見を行う。

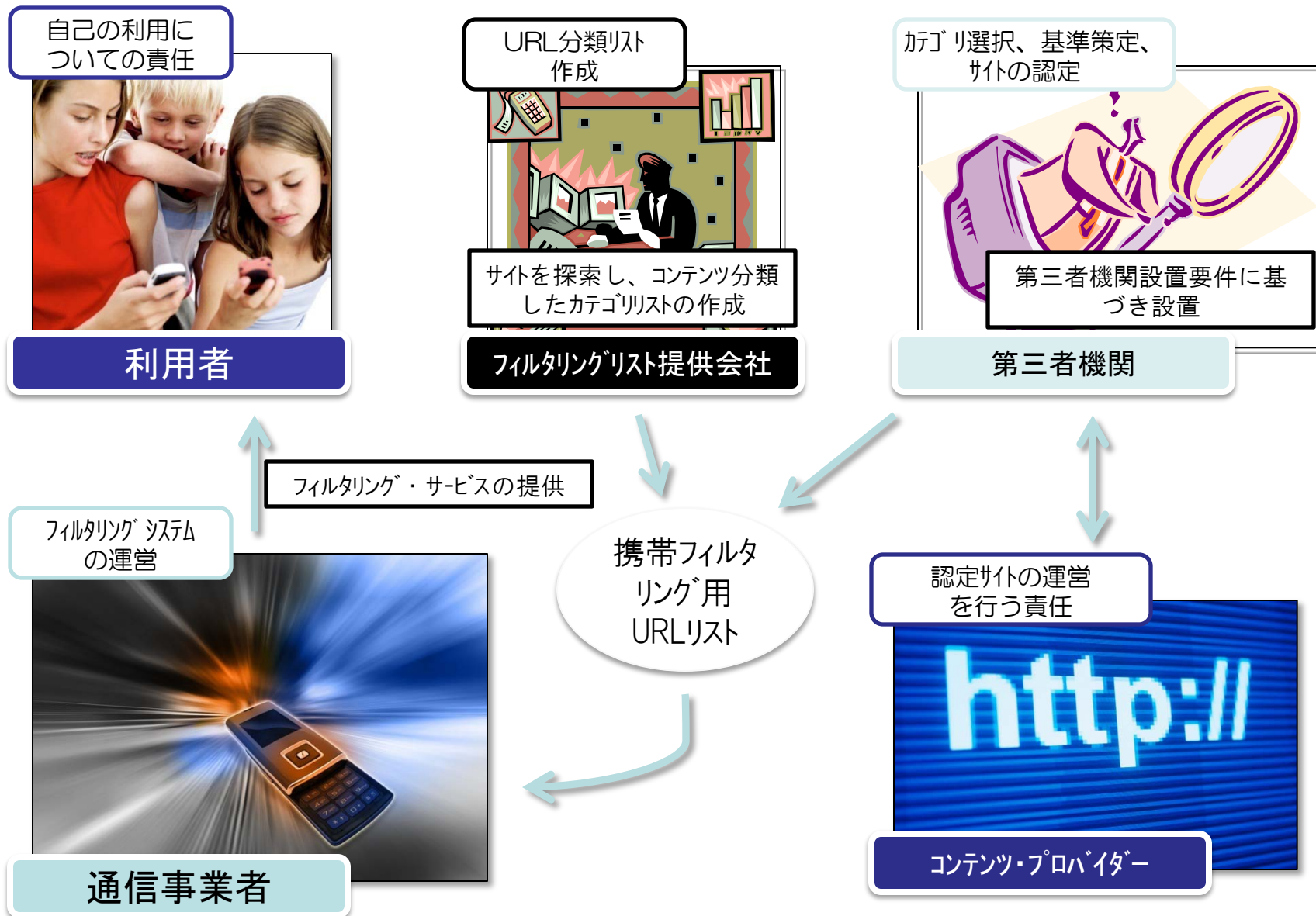
諮問・意見

諮問・意見

諮問・意見

諮問会議

ブラックリスト方式の改善について



フィルタリングにおけるEMA認定サイトへのアクセス制限

- ・NTTdocomo
 - 「Web制限」を選択の場合
 - ・サイト単位でのアクセス制限解除もしくは、設定したもののみ再度制限可能
 - 「キッズiモードフィルタ」（ホワイトリスト方式）を選択の場合
 - ・サイト単位でのアクセス制限解除もしくは、設定したもののみ再度制限可能
 - ・ただし「時間制限」を導入した場合、カスタマイズしたサイトもアクセス制限
 - 「iモードフィルタ」（ブラックリスト方式）を選択の場合
 - ・第三者機関認定（EMA）サイトを一括にてのみ変更可
 - ・ただし「時間制限」を導入した場合、カスタマイズしたサイトもアクセス制限
- ・au
 - 「EZweb利用制限」を選択の場合
 - ・アクセス制限
 - 「接続先限定コース」（ホワイトリスト方式）を選択の場合
 - ・アクセス制限
 - 「カスタマイズコース」を選択の場合
 - ・「接続先限定タイプ（小学生向け）」「全規制タイプ（お客さまサポートなどのみ許可）」を選択。
 - ・「接続先限定タイプ（中高生向け）」を選択した場合で認定サイト毎にURLの接続を拒否、又は第三者機関の変更に一括OFFが可能
- ・Softbank
 - 「インターネットアクセス制限」を選択の場合
 - ・アクセス制限
 - 「Yahoo!きっず」（ホワイトリスト方式）を選択の場合
 - ・アクセス制限

コミュニティサイト運用管理体制認定制度

コミュニティサイト運用管理体制認定制度とは

コミュニティサイト運用管理体制認定制度（以下「本認定制度」）とは、EMAが定める「コミュニティサイト運用管理体制認定基準（以下「本認定基準」）」及び審査・運用監視に関する諸事項を定める「審査・運用監視細則」に基づき、適切な利用環境を整備するモバイルコミュニティサイトの運用管理体制について、審査、認定及び運用監視を行う制度です。

EMAでは、申請サイトが本認定基準に適合しているか否かを審査し、適合と判断した場合に認定サイトとして認定を付与します。認定を付与したサイトに対しては、継続して運用管理状況を監視し、認定時の品質が保たれているかを確認いたします。

【公開基準（2008年6月30日）】

「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」 ※基準策定委員会が基準を策定
<http://www.ema.or.jp/dl/communitykijun.pdf>

「審査・運用監視細則」 ※基準策定委員会が策定した基準に基づき審査の
手続きを定める審査・運用監視細則を規程
http://www.ema.or.jp/dl/examination/detailed_rules_v090204.pdf

※「コミュニティサイト運用管理体制」認定制度では、複合的な監視方法を評価する通常の申請プランと、投稿内容の全てを目視による単一の監視方法とする全件目視監視プランの2種類があります。

コミュニティサイト運用管理体制認定基準

4分野22項目の要求事項により構成

基本方針

《基本方針》

- 利用規約の存在及び同意
- 健全化に資する運用方針の明示
- サイト運用管理体制に関する専門意思決定機関の設置
- 青少年利用を前提とした利用環境の整備
- 青少年利用に配慮した投稿対応基準
- 青少年利用に配慮した広告掲載基準

監視体制

《監視体制》

- 投稿ログの保存
- 目視・システム抽出等によるサイトパトロール（監視）の実施
- サイトパトロール（監視）体制における監視員の規模
- サイトパトロール（監視）体制における管理者の配置割合
- 緊急を要する投稿への対応
- 監視員教育研修及びノウハウ共有制度の実施

ユーザー対応

《ユーザー対応》

- 問合せ対応窓口の設置
- 通報制度等の設置
- 通報・問合せ等対応手順
- ユーザー情報管理
- ユーザー年齢管理
- 強制退会処分及び投稿禁止措置の実施
- 注意警告対応・ペナルティ制度の実施

啓発・教育

《啓発・教育》

- 注意喚起と禁止事項の整備
- FAQ等の整備
- 啓発・教育コンテンツの設置

申請から認定・運用監視の流れ

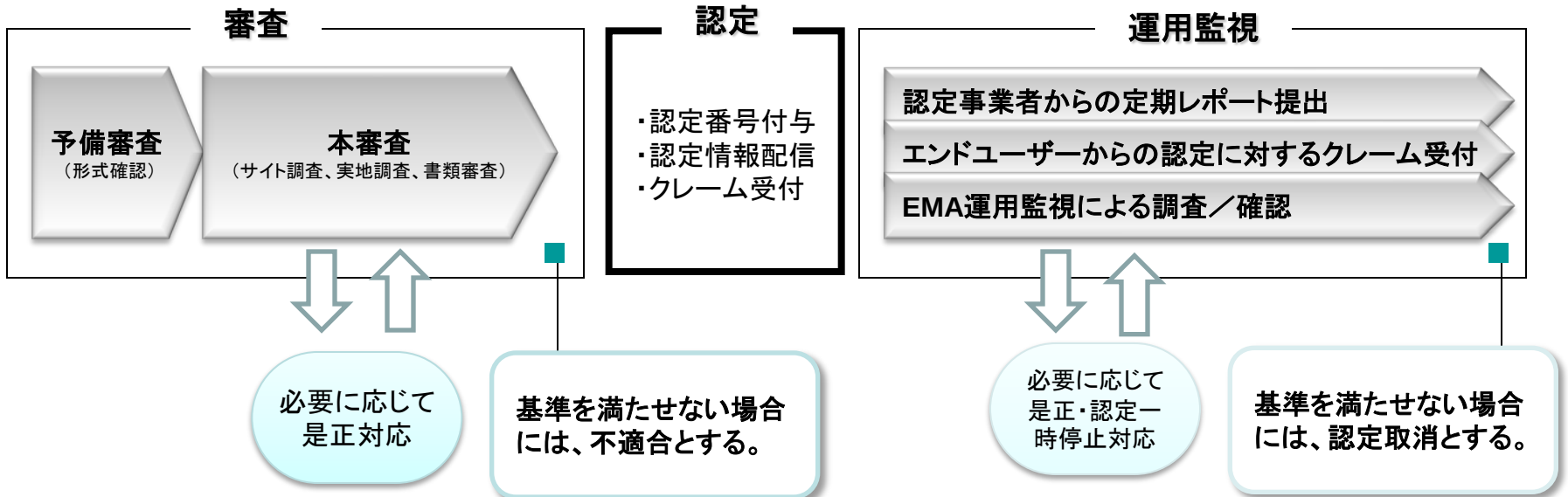
■ 申請

申請コミュニティサイト

コミュニティサイト運用管理体制認定基準を満たす運用管理体制を整備し、申請書を提出



■ 審査・運用監視



審査

【予備審査】

【本審査】

申請者

申請書一式
(様式3種類+別添3点)

不備

確認

EMA

形式確認

審査

書類確認
サイト確認

申請書一式
(様式13種類+別添22点)

不備

指摘

是正

形式確認

審査

判定

書類確認
サイト確認
実地確認

運用監視
契約

適合

■審査方法

書類調査・・・申請書による確認

サイト調査・・・携帯端末実機やPCを用いた申請サイトの確認

実地調査・・・申請基本事項のヒアリング、組織構成、作業環境、管理ツール仕様等を確認

■判定プロセス

【書類調査】

4分野について
個別の対応
有無を確認

申請書類

基本方針

監視体制

ユーザー対応

啓発・教育

個別判断

個別判断

個別判断

個別判断

OK

充足判断

充足判断

充足判断

充足判断

OK

【実地調査】

実地調査の結果を踏まえ、
4分野のバランス関係を
クロスチェック、PDCAサイクル
が確立しているか確認

総合判断

基本方針

ユーザー対応

監視体制

啓発・教育

OK

適合

【審査マニュアル】

予備審査帳票

本審査帳票

サイト調査帳票

実地調査帳票

青少年利用を前提とした利用環境の整備について

目的

本項目は、コミュニティサイト運営事業者が提供するサービスにおいて、青少年利用を前提とした環境整備（又は利用者年齢区分に応じたサイト構造を前提とした環境整備等）がなされるために、考慮すべき点を提示し、あらかじめ十分なトラブル防止対策の実施を求めるものである。

必要とする対策

児童誘引行為等のトラブル防止対策の実施

（プロフィール検索やメッセージ等の機能制限又は十分な監視体制の整備）

サイト運営事業者は、コミュニティサイトの運営において、青少年が不特定多数との接点を持つことにより発生するおそれがある児童誘引行為等のトラブルに対し、サイト規模、サービス形態、ユーザーの利用状況及び問題の発生状況等に応じ、プロフィール検索やメッセージ等を含む関連機能の利用制限や重点的な監視体制の整備により、必要かつ十分な抑止／防止対策を実施しなければならない。

《コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書2（要求項目#4）》

<<EMA認定サイトが個別で実施している主な機能制限例>>

■メール機能（ミニメール、メッセージ等）

・年齢登録が成人から18歳未満のユーザーへのメール送受信、または18歳未満から成人ユーザーへのメール送受信を制限。

・年齢登録が18歳未満のユーザーに対するメール機能の利用を制限。

■ユーザープロフィール検索機能

・年齢登録が成人ユーザーの場合、検索機能利用時に検索結果において、年齢登録が18歳未満のユーザープロフィールを非表示とする。

・年齢登録が成人ユーザーの場合、検索機能の年齢指定において18歳未満は選択ができないよう制限。

■各種キーワード入力検索機能

・NGワード入力ブロックシステムによる不適切な検索キーワードを入力制限。

■コミュニティー機能

・年齢登録が18歳未満のユーザーに対し、コミュニティー（サークル等）参加利用を制限。

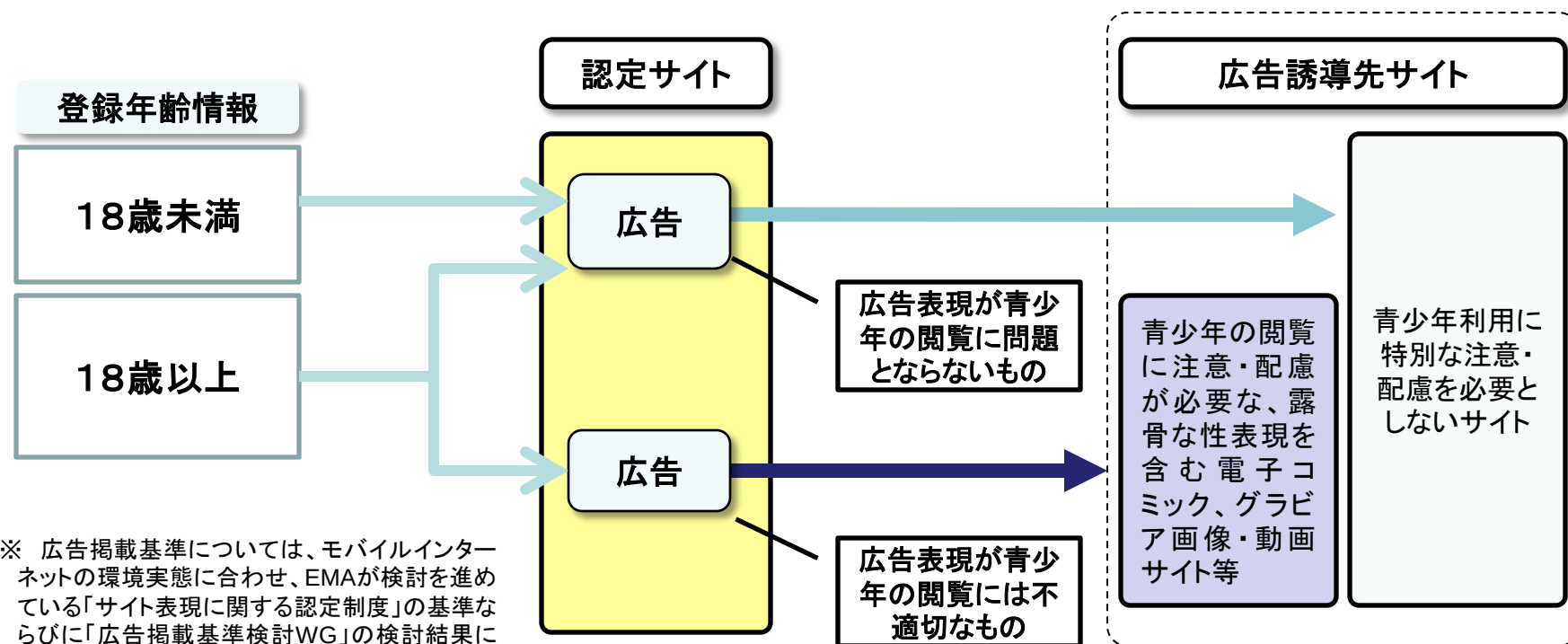
ユーザーの登録年齢に応じた広告ゾーニング対応

■認定コミュニティサイトにおけるゾーニングの必要性

コミュニティサイト運用管理体制認定基準〈要求事項4〉「青少年利用を前提とした利用環境の整備」により、認定サイト運営事業者は青少年の利用に不適切なコンテンツの提供が禁止されています。

本認定制度では、当該サイトが有する広告掲載基準についても要求項目として充足が求められ、利用登録時の年齢が18歳未満のユーザーに対して、青少年の利用に不適切となる露骨な性表現を含む電子コミック、グラビア画像・動画等の広告を表示しないゾーニング対応、または当該広告の掲載を終了することを条件としています。

認定サイトが広告を掲載する場合には、広告の表示内容ならびに誘導先サイトのファーストランディングページについても事業者が提供するコンテンツに準じた対応が必要となります。



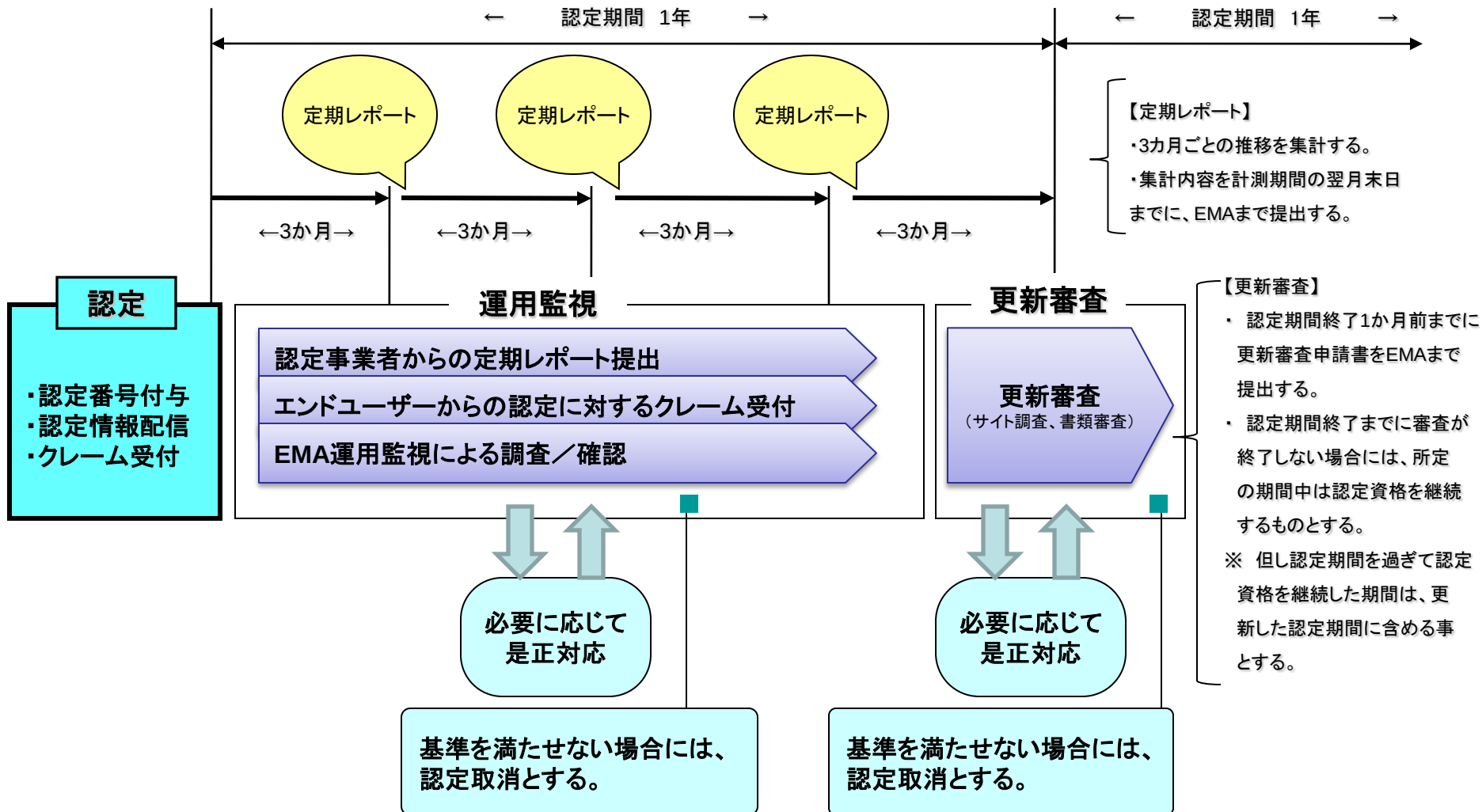
※ 広告掲載基準については、モバイルインターネットの環境実態に合わせ、EMAが検討を進めている「サイト表現に関する認定制度」の基準ならびに「広告掲載基準検討WG」の検討結果に準拠し、適宜、本認定基準に補完いたします。

運用監視

■運用監視レポート

認定サイト運営事業者はEMAが定める期間に運用監視レポートを提出し、EMAは認定サイトの状況(規模、提供サービス、運用管理体制、問題の発生状況、提供コンテンツ内容の変化)を継続的に確認。

■運用監視及び更新審査フロー



■認定サイトにおける認定情報の表示

【認定サイトの認定情報表示内容】

認定サイトは、
認定の際に付与
されるEMA認定
番号をサイト上
に表記しなければ
なりません。

認定番号をク
リックする事
により、EMA
のサイト上に
表示する当該
認定サイトの
認定条件を
表示するペ
ージへ遷移しま
す。

EMA Content Evaluation and Monitoring Association
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

コミュニティサイト運用管理体制認定情報

- 認定事業者
株式会社モバイルプロダクション
- 認定サイト
コミュニティめるっば!
- 認定サイトURL
【NTTdocomo、au、SoftBank】
<http://hapi cafe.jp/mejppa/>
- 認定番号
01100505(01)
- 認定期間
2009/3/13 ~
2010/3/12
- 本制度の対象範囲
コミュニティめるっば! モバイルサイト全体

「コミュニティめるっば!」モバイルサイトは一般社団法人モバイルコン
テンツ審査・運用監視機構(EMA)が定めるコミュニティサイト運用管
理体制認定の審査に適合した認定サイトです。本サイトは上
記対象範囲において、コミュニティサイト運用管理体制認定基
準に適合し、その対象範囲における認定事業者の運用体
制をEMAが監視するものであることを公表いたします。

- 認定サイトに関する質問
認定モバイルサイトに関するお問い合わせは「コミュニティめるっ
ば!」まで直接ご連絡ください。
- EMAへの通報
認定サイト運営者によるサイト運営がコミュニティサイト運用管
理体制認定基準を満たしていないと思われる場合は、[入力
フォーム](#)よりEMAへ通報ができます。
EMAではコミュニティサイト運用管理体制認定基準に従い、認
定サイトに対し必要な対応を実施します。
※通報に対して個別の返信は基本的に行っておりませ
んのでご了承ください。
[ページトップへ](#)

- [EMAについて](#)
- [コミュニティサイト運用管理体制認定制度について](#)
- [コミュニティサイト運用管理体制認定基準について](#)

[戻る](#)
[EMA TOPへ](#)

Copyright (c) 2008-2009
Content Evaluation and
Monitoring Association
All rights reserved.

EMA Content Evaluation and Monitoring Association
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

コミュニティサイト運用管理体制認定サイトに対する通報

- 認定サイト名
コミュニティめるっば!
- 認定番号
01100505(01)

- 通報項目
- 選択してください -
- 通報内容
(全角2000文字まで)
※絵文字の入力はご遠慮ください。

- Email

※本ページは個人情報保護のため、SSL暗号化通信に対
応しております。
個人情報保護方針に関しましては、[こちら](#)をご確認下さ
い。

[戻る](#)

Copyright (c) 2008-2009
Content Evaluation and
Monitoring Association
All rights reserved.

エンドユーザー
は認定情報
ページに設置さ
れた通報フォー
ムから、認定サ
イトに対するク
レームをEMA
へ送信し、認定
サイトの運用管
理体制がEMA
基準に反するお
それがある事態
についてEMA
に報告すること
ができます。

申請・審査・認定状況

(2010年3月15日現在)

【コミュニティサイト運用管理体制認定制度】

- 大集合NEO (株式会社オーブンドア)
- Gumi (株式会社gumi)
- GREE (グリー株式会社)
- MySpace モバイル (マイスペース株式会社)
- 魔法のiらんど (株式会社魔法のiらんど)
- モバゲータウン (株式会社ディー・エヌ・エー)
- アルスタ (株式会社アルス工房)
- 占い広場 (日本電気株式会社)
- モバレボ (株式会社インターネットレポリューション)
- キラキラ☆ストリート (株式会社エイチアイ)
- ハンゲ.jp (NHN Japan株式会社)
- ちぶやタウン (株式会社メディアグループ)
- 高校生のコミュニティ[クラスブック] (株式会社ディスコ)
- Ixen (株式会社シーエー・モバイル、株式会社ixen)
- ソーシャル・ネットワーキング サービス『mixi』 (株式会社ミクシィ)
- ヤプログ! (GMOメディア株式会社)
- みなくる (株式会社ビック東海)
- コミュタウンめるっば! (株式会社モバイルプロダクション)
- フラモ (エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社)
- myMTV (MTV Networks Japan株式会社)

- 何する?.jp (株式会社サイバークエストコーポレーション)
- Uchico (株式会社サミーネットワークス)
- SPORA (株式会社GAORA)
- ヒトカラ (株式会社セガ)
- COLORS (SEモバイル・アンド・オンライン株式会社)
- ニコニコ動画モバイル (株式会社ドワンゴ、株式会社ニワンゴ)
- ミニブログoffy (株式会社バンダイナムコゲームス)
- mobion (株式会社GNT)
- きき放題! うた仲間♪ (株式会社アイ・シー・エージェンシー、株式会社GT-Agency)
- スローライフ (クルーズ株式会社)
- 価格.comモバイル (株式会社カカクコム)
- Amebaモバイル (株式会社サイバーエージェント)
- エレメンタルナイツオンライン (株式会社ウインライト)
- 雀ナビ四人麻雀オンライン (株式会社ウインライト)
- ケータイ☆スタイルワゴン (ダイスネットワークス株式会社、株式会社ダイス、株式会社三栄書房)
- ジュジュ (株式会社アドウェイズ、Pikkle株式会社)
- SCHOOL OF LOCK! (株式会社エフエム東京、ジグノシステムジャパン株式会社)
- ハピプロ (株式会社デジマース)
- マンガ★ゲット (スパイシーソフト株式会社)

【サイト表現運用管理体制認定制度】

- コミックi コミックシーモア青少年OK (エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社)

申請数	71件
認定数	46件
認定中	40件
認定取消	2件
認定終了	4件

※うち非会員からの申請31件

審査中	7件
不適合	3件
対象外	3件
辞退	8件
撤回	4件

申請・認定サイトへの対応 (審査)

確認/指摘通知	199件
是正通知	10件
(運用監視)	
確認/指摘通知	47件
是正通知	4件

(集計期間:2008年7月22日～2009年7月15日)

2009年度上半期認定運用管理体制状況(36サイト)

(2009年9月30日時点の認定サイトは33サイト)

認定サイト
のべ総会員数

69,267,572人

1日あたりの総投稿数

38,121,925件
(年換算 約139億件)

サイトパトロール体制

最高責任者数 33名
監視主任者数 202名
監視員数 893名
合計 1,128名

ユーザー対応

強制退会 2,890件/日
ペナルティ 5,629件/日
削除投稿 30,021件/日
注意・警告 5,233件/日

啓発・教育コンテンツ
(ケータイ・インターネットの歩き方)
閲覧総数

2,031,103回(累計)
(2008/09/01~2009/09/30)

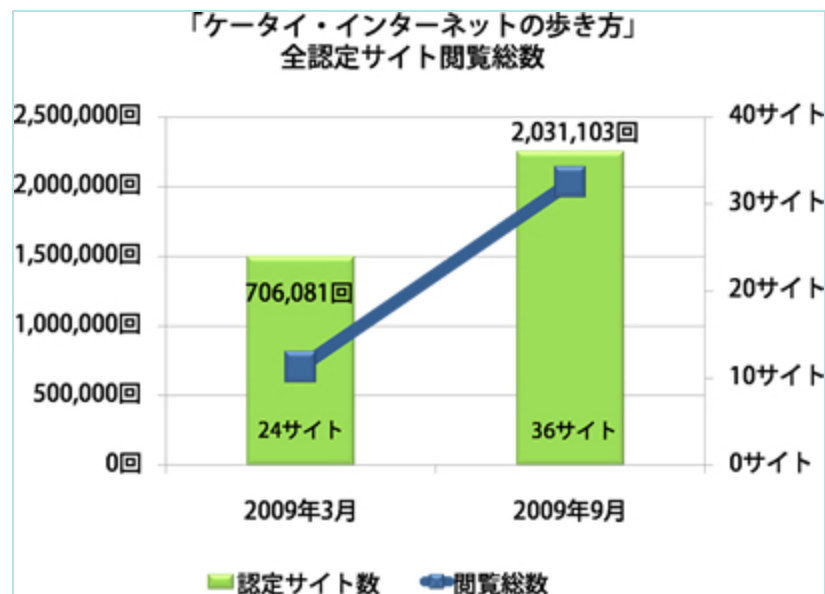
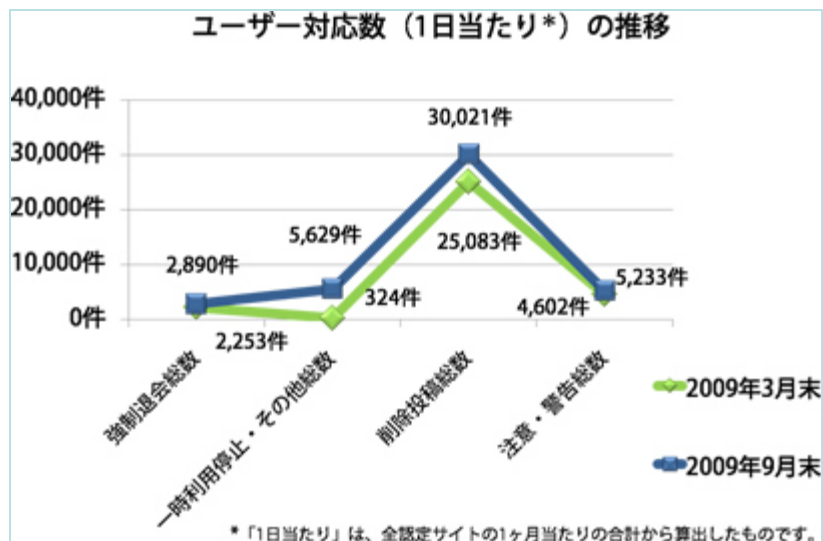
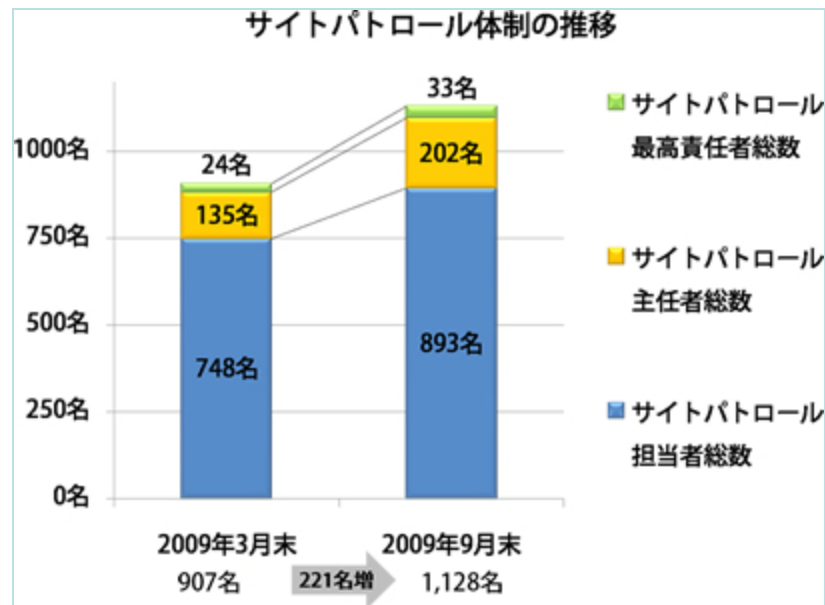
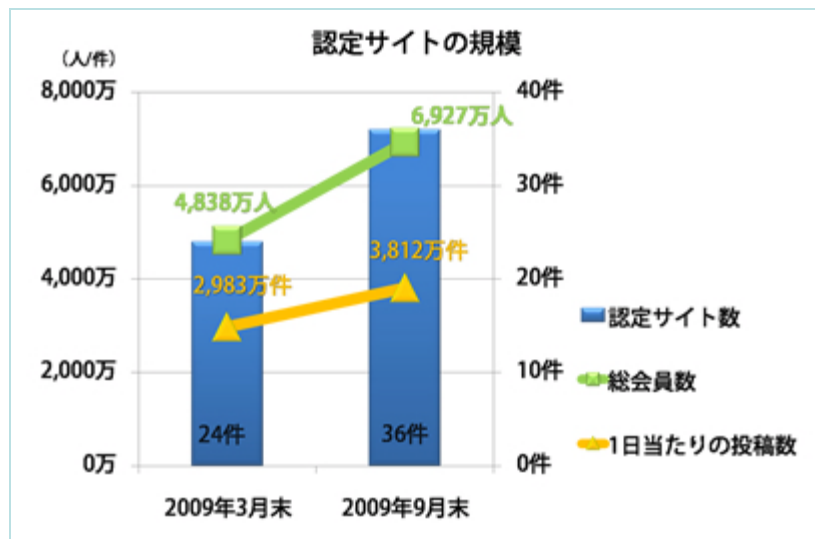
EMAへの通報

- | | |
|-------------------------------------|------|
| ●規約違反投稿等に関する情報 | 573件 |
| ●認定サイトの運用管理体制に関する意見 | 353件 |
| ●会員登録方法・退会方法等の
サービスに関するお問い合わせ | 239件 |
| ●ペナルティを受けたユーザーからの
不満・理由に関する問い合わせ | 154件 |
| ●不適切な広告に関する情報 | 114件 |
| ●認定サイトの運用体制に関係のない情報、
又は意味が不明な情報 | 523件 |
| ●その他 | 429件 |

合計 2,385件

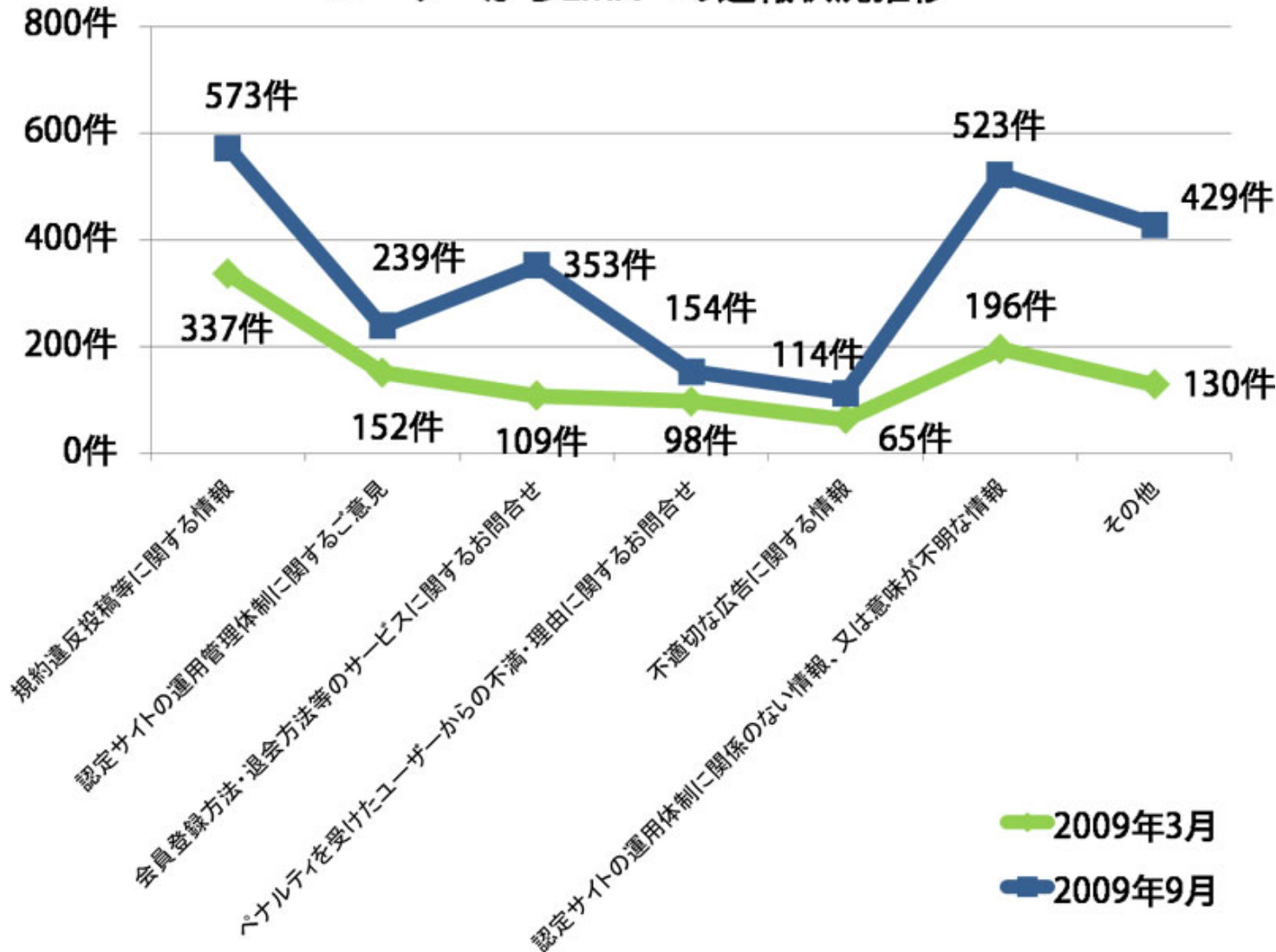
2009年度上半期認定運用管理体制状況(36サイト)

(2009年9月30日時点の認定サイトは33サイト)



認定サイトに対するクレームの発生状況

ユーザーからEMAへの通報状況推移



<通報内容の傾向>

- ① 「荒らし」「ストーリー」「誹謗中傷」等の行為をするユーザーへの対応に関するもの
- ② ペナルティ・強制退会となった経緯、理由に対するもの
- ③ アクセス制限、フィルタリングに関するもの
- ④ 認定サイトの利用方法に関するもの
- ⑤ その他、青少年に不適切なユーザー投稿（アダルト・猥褻な内容等）に関するもの

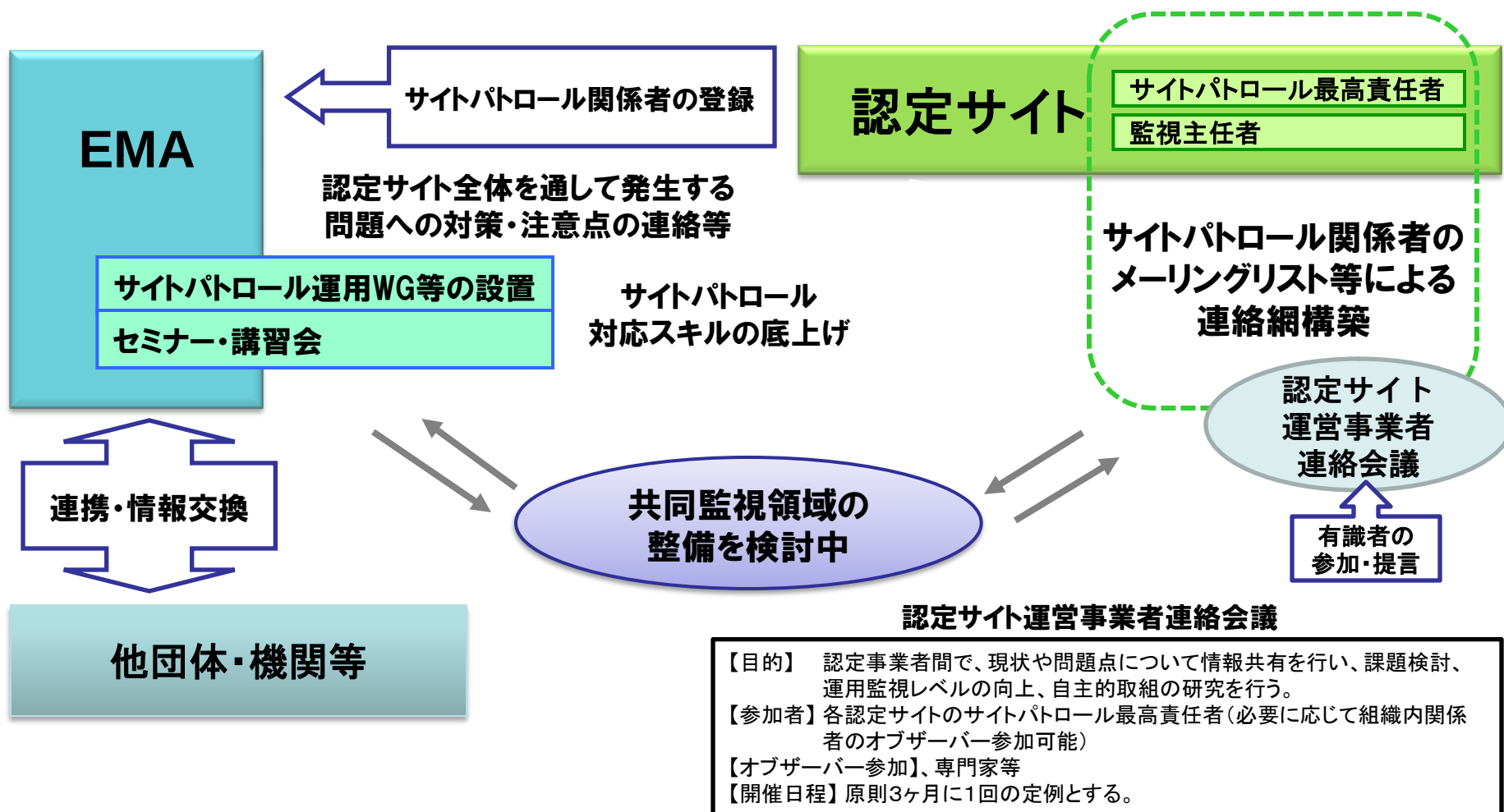
<EMAの対応>

- ・ 通報内容の類型化、分析を行い認定サイトごとの運用監視における懸念事項を整備する。
- ・ 内容に応じて、連絡者にヒアリングを行い、詳細を確認する。
- ・ 緊急かつ重大な内容については、個別の認定サイトに対して事実確認を行い、必要であれば改善を要求する。
- ・ 基準に対する疑義が生じた場合には、直ちに調査のうえ、必要に応じて是正を要求する。

※ユーザーからの連絡件数を分類したものととなります。

認定サイトにおける関係者ネットワーク

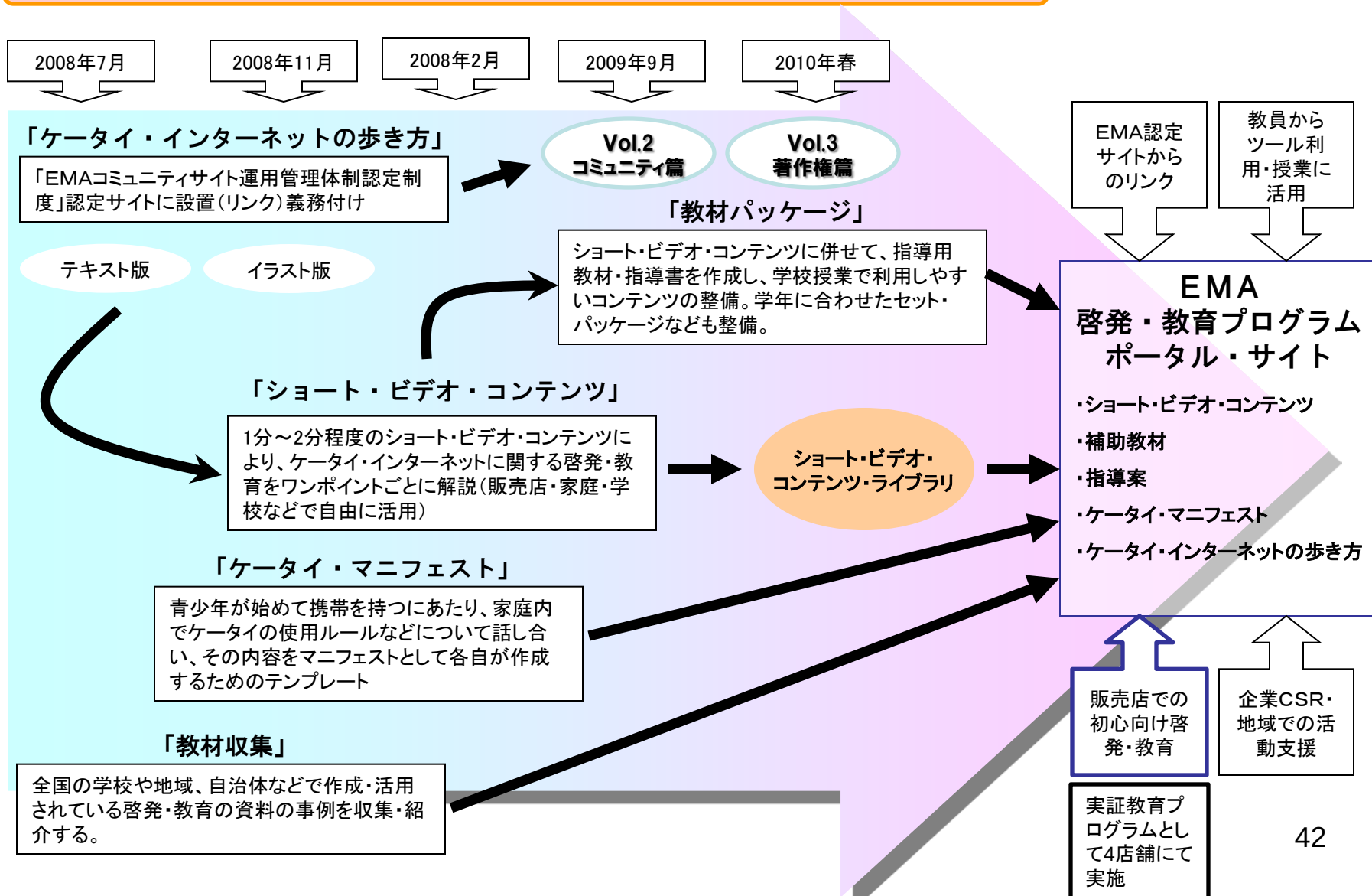
■コミュニティサイト運営事業者のスキルアップ、課題解決、ベストプラクティスの検討等を目的としたプラットフォームを整備



啓発・教育活動と今後の課題

啓発・教育活動

2008年9月4日 EMA 啓発・教育プログラム アクション・プラン発表



新しい利用環境に対応した方策の必要性

現状

青少年



携帯電話事業者
ゲートウェイ



フィルタリ
ングの設定

青少年の
ネット利用

http://

- ・啓発・教育
- ・学校・家庭での約束

フィルタリ
ングの選択

サイトの利用
環境整備

今後



+

PC、スマートフォン、携帯ゲーム機

http://

- ・啓発・教育
- ・学校・家庭での約束

・フィルタリ
ングの選択
・フィルタリ
ングの設定

サイトの利用
環境整備

